**○　厚生労働省令 第百五十八号**

　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

　平成十八年九月十二日　　厚生労働大臣　川崎　二郎

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

　別表第一中第三百六十号を第三百六十一号とし、第二百七十八号から第三百五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十七号の次に次の一号を加える。

二百七十八　ブタノール

　**附　則**

　この省令は、公布の日から施行する。